

○新旧対照表（現場代理人の設置について）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
R 7. <u>4</u>. 1 ～ 3 現場代理人の常駐義務緩和措置について (1) ・ (2) 省略 (3) 工事現場滞在に係る補足事項 ① 省略 ② 次のいずれかに該当する期間中は、工事現場への滞在を不要とします。 - ア 現場作業に着手するまでの期間 - イ 工事の全部の施工を一時中止している期間 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 <u>エ 地域維持型契約方式による年間維持工事及び冬期路面对策工事で、代役（構成員（組合方式の場合は一次下請業者）との間に直接的な雇用関係を有する者に限る。）を配置している期間</u> <u>オ その他、工事現場において作業等が行われていない期間</u>	R 7. <u>2</u>. 1 ～ 3 現場代理人の常駐義務緩和措置について (1) ・ (2) 省略 (3) 工事現場滞在に係る補足事項 ① 省略 ② 次のいずれかに該当する期間中は、工事現場への滞在を不要とします。 - ア 現場作業に着手するまでの期間 - イ 工事の全部の施工を一時中止している期間 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 <u>エ その他、工事現場において作業等が行われていない期間</u>

○新旧対照表（現場代理人の常駐に係る取扱いについて）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>R 7. 4. 1 改正</u> 2 約款第10条第4項の規定により常駐が不要となる期間 約款第10条第4項では、第2項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人の常駐義務を緩和できる旨を規定している。 これにより下記のいずれかに該当する場合は、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない。」ものとして取り扱っている。 ① 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 ② 工事の全部の施工を一時中止している期間 ③ 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事で工場製作のみが行われている期間 <u>④ 地域維持型契約方式による年間維持工事及び冬期路面对策工事で、代役（構成員（組合方式の場合は一次下請業者）との間に直接的な雇用関係を有する者に限る。）を配置している期間</u> <u>⑤ 工事現場において作業等が行われていない期間</u>	<u>R 6. 6. 1 改正</u> 2 約款第10条第4項の規定により常駐が不要となる期間 約款第10条第4項では、第2項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人の常駐義務を緩和できる旨を規定している。 これにより下記のいずれかに該当する場合は、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない。」ものとして取り扱っている。 ① 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 ② 工事の全部の施工を一時中止している期間 ③ 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事で工場製作のみが行われている期間 <u>④ 工事現場において作業等が行われていない期間</u>

○新旧対照表（現場代理人の常駐義務緩和措置について）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改正後	改正前
(令和7年 <u>4</u> 月1日改正)	(令和7年 <u>2</u> 月1日改正)
2 現場代理人の常駐義務を緩和する要件について (1)・(2) 省略 (3) 現場代理人について他工事との兼任は認めないケースであっても、当該工事現場への滞在は不要とする場合 工事契約工期において次のいずれかに該当する期間中 ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 イ 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間 ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 <u>エ 地域維持型契約方式による年間維持工事等で、代役（構成員（組合方式の場合は一次下請業者）との間に直接的な雇用関係を有する者に限る。）を配置している期間</u> <u>オ</u> 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間	2 現場代理人の常駐義務を緩和する要件について (1)・(2) 省略 (3) 現場代理人について他工事との兼任は認めないケースであっても、当該工事現場への滞在は不要とする場合 工事契約工期において次のいずれかに該当する期間中 ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 イ 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間 ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 <u>エ</u> 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

○新旧対照表（簡易型総合評価落札方式における留意事項）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改

正

後

(令和7年4月～)

IV 評価項目の評価

1 省略

2 個別事項

(1) 省略

(2) 企業の施工能力の評価(施工計画型、実績確認型、簡易実績型)

①同種・類似工事の施工実績（10点）

評価内容	評価基準	配点
省略	省略	省略

・省略

・省略

・省略

・省略

・契約金額は、最終契約金額を記入してください。なお、コリンズに登録されたもののうち、

最終契約金額が500万円以上でない場合は、施工実績として認めません。

・省略

・省略

②工事成績評定点（20点）

[施工計画型]

改

正

前

(令和6年6月～)

IV 評価項目の評価

1 省略

2 個別事項

(1) 省略

(2) 企業の施工能力の評価(施工計画型、実績確認型、簡易実績型)

①同種・類似工事の施工実績（10点）

評価内容	評価基準	配点
省略	省略	省略

・省略

・省略

・省略

・省略

・契約金額は、最終契約金額を記入してください。なお、コリンズに登録されたもののうち、

2,500万円未満の受注登録のみのものにあっても、最終契約金額が500万円以上でない場合は、施工実績として認めません。

・省略

・省略

②工事成績評定点（20点）

[施工計画型]

	評価内容	評価基準	配点		評価内容	評価基準	配点
	【土木一式工事（港湾・海上工事及びP C橋上部工事以外）の場合】 過去3か年度の<u>工事成績評定平均点</u> 【土木一式工事（港湾・海上工事及びP C橋上部工事）又は土木一式工事以外の場合】 過去6か年度の<u>工事成績評定平均点</u>	省略	省略		【土木一式工事_____の場合】 過去3か年度の<u>工事成績評定点</u>_____ 【_____土木一式工事以外の場合】 過去6か年度の<u>工事成績評定点</u>_____	省略	省略
	[実績確認型]				[実績確認型]		
	評価内容	評価基準	配点		評価内容	評価基準	配点
【土木一式工事（港湾・海上工事及びP C橋上部工事以外）の場合】 過去3か年度の<u>工事成績評定平均点</u> 【土木一式工事（港湾・海上工事及びP C橋上部工事）又は土木一式工事以外の場合】 過去6か年度の<u>工事成績評定平均点</u>	省略	省略	【土木一式工事_____の場合】 過去3か年度の<u>工事成績評定点</u>_____ 【_____土木一式工事以外の場合】 過去6か年度の<u>工事成績評定点</u>_____	省略	省略		
・省略 ・公告日の前年度以前3か年度又は6か年度内に完成した 愛媛県総務部（財産活用推進課に限る。）、農林水産部			・省略 ・公告日の前年度以前3か年度又は6か年度内に完成した 愛媛県土木部及び農林水産部				

及び土木部発注工事のうち、個別の入札公告に掲げる格付け業種と同業種の工事の工事成績評定点の平均点（小数第1位を四捨五入した整数）で評価します。なお、完成検査後、工事成績評定点に修正があった工事については、翌年度に公告する工事から修正後の工事成績評定点をもとに算定した平均点を適用します。

- ・省略
- ・省略
- ・省略

③・④省略

(3) 配置予定技術者の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型）

省略

①同種・類似工事の従事経験（10点）

評価内容	評価基準	配点
省略	省略	省略

- ・省略
- ・評価対象となる従事経験は、入札参加資格としての従事経験の設定の有無にかかわらず、開札日から起算して過去15年間に於ける元請として施工した工事における従事経験であって、入札公告共通事項2(11)イに規定する要件を全て満たすもので、かつ、同種工事又は類似工事での従事経験と認められるものを評価します。なお、「過去15年間」は、実際の工期の末日で判断してください。
- ・省略
- ・省略

_____発注工事のうち、個別の入札公告に掲げる格付け業種と同業種の工事の工事成績評定点の平均点（小数第1位を四捨五入した整数）で評価します。なお、完成検査後、工事成績評定点に修正があった工事については、_____修正後の工事成績評定点をもとに算定することと_____します。

- ・省略
- ・省略
- ・省略

③・④省略

(3) 配置予定技術者の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型）

省略

①同種・類似工事の従事経験（10点）

評価内容	評価基準	配点
省略	省略	省略

- ・省略
- ・評価対象となる従事経験は、入札参加資格としての従事経験の設定の有無にかかわらず、開札日から起算して過去15年間に於ける元請として施工した工事における従事経験であって、入札公告共通事項1(11)イに規定する要件を全て満たすもので、かつ、同種工事又は類似工事での従事経験と認められるものを評価します。なお、「過去15年間」は、実際の工期の末日で判断してください。
- ・省略
- ・省略

- ・ 契約金額は、最終契約金額を記入してください。なお、
コリンズに登録されたもののうち、_____

最終契約金額が500万円
以上でない場合は、従事経験として認めません。

- ・入札公告共通事項 2 (11)イに掲げるとおり、コリンズに登録されたものでなければ従事経験として認めません。

(入札参加資格においても同様です。)

- 省略
- 省略
- 省略

② · ③省略

(4) 技術力の継続的な確保（施工計画型、実績確認型、簡易実績型）

①~③省略

④若手技術者等の育成（５点）

評価内容	評価基準	配点
省略	省略	省略

- 省略
- 省略
- 省略

- ・当該工事で配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等（担当技術者又は現場代理人）を配置できなくなった場合で、新たに同等以上の評価基準を満たす技術者等を配置できない場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職、受注者の責めによらない契約事項の変

更等に伴う場合等、発注者がやむを得ないと認める場合は、減点対象外とします。

- ・やむを得ない理由により当該技術者等を配置できなくなった場合は、本人の同意を得たうえで、その事実が確認できる書類（医師の診断書、妊娠届出書の写し等）を発注者に提出してください。

(5) 地理的要件の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型）

省略

(6) 地域貢献度の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型（ただし、年間維持・冬期路面工事の契約実績は土木一式B等級対象工事（設計金額3千万円以上5千万円未満に限る））

①・②省略

〔工種が一般土木の場合〕

③－1年間維持工事等の契約実績（10点）

評価内容	評価基準	配点
省略	省略	省略

- ・省略
- ・省略
- ・工期途中で、受注者側の責により契約を解除したものは、評価対象になりません。また、当初契約の解除等により年度途中から契約したものについては、その期間にかかわらず評価対象とします。

【省略】

- ・省略

(4) 地理的要件の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型）

省略

(5) 地域貢献度の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型（ただし、年間維持・冬期路面工事の契約実績は土木一式B等級対象工事（設計金額3千万円以上5千万円未満に限る））

①・②省略

〔工種が一般土木の場合〕

③－1年間維持工事等の契約実績（10点）

評価内容	評価基準	配点
省略	省略	省略

- ・省略
- ・省略
- ・工期途中で、受注者側の申出により契約を解除したものは、評価対象になりません。また、当初契約の解除等により年度途中から契約したものについては、その期間にかかわらず評価対象とします。

【省略】

- ・省略

・省略

【省略】

・省略

〔工種が舗装の場合〕

③－２冬期路面对策工事の契約実績（１０点）

評価内容	評価基準	配点
省略	省略	省略

・省略

・省略

・工期途中で、受注者側の責により契約を解除したものは評価対象になりません。また、当初契約の解除等により年度途中から契約したものについては、その期間にかかわらず評価対象とします。

・省略

【省略】

・省略

〔工種が舗装の場合〕

③－２冬期路面对策工事の契約実績（１０点）

評価内容	評価基準	配点
省略	省略	省略

・省略

・省略

・工期途中で、受注者側の申出により契約を解除したものは評価対象になりません。また、当初契約の解除等により年度途中から契約したものについては、その期間にかかわらず評価対象とします。

○新旧対照表（愛媛県建設工事関連業務共同企業体契約方式実施要領）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（入札参加者の選定） 第8条 発注者は、第5条に規定する入札参加資格を満たし、前条に規定する申請書等を提出した共同企業体の中から、業務の実施体制を審査し入札参加者を選定するものとする。 2 発注者は、前項において入札参加者として選定した共同企業体に対して、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して<u>10日（愛媛県の休日</u><u>を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。</u>ただし、入札参加者として選定した共同企業体に対し、歩掛等の見積依頼を行う案件については30日。）以内に指名通知を行うものとする。 3 発注者は、第1項において入札参加者として選定しなかった共同企業体（以下「非選定者」という。）に対し、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して<u>10日（休日</u><u>を含まない。）</u>以内にその旨を通知するものとする。	（入札参加者の選定） 第8条 発注者は、第5条に規定する入札参加資格を満たし、前条に規定する申請書等を提出した共同企業体の中から、業務の実施体制を審査し入札参加者を選定するものとする。 2 発注者は、前項において入札参加者として選定した共同企業体に対して、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して<u>5日（</u><u>休日</u><u>を含まない。</u>ただし、入札参加者として選定した共同企業体に対し、歩掛等の見積依頼を行う案件については30日。）以内に指名通知を行うものとする。 3 発注者は、第1項において入札参加者として選定しなかった共同企業体（以下「非選定者」という。）に対し、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して<u>5日（休日</u><u>を含まない。）</u>以内にその旨を通知するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

○新旧対照表（愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入札参加資格停止の期間の特例) 第４条　省略 ２～６　省略 ７　知事は、入札参加資格停止期間が満了した有資格業者について、 <u> </u> 極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加資格停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格停止を行うことができるものとする。	(入札参加資格停止の期間の特例) 第４条　省略 ２～６　省略 ７　知事は、入札参加資格停止期間が満了した有資格業者について、 <u>情状酌量すべき特別の事由又は</u> 極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加資格停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格停止を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○新旧対照表（愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱の取扱いについて）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
2 入札参加資格停止について（第2条関係） (1) 省略 (2) 入札参加資格停止事案の報告 契約担当者（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第2条第6号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、所管する県工事又は管内で発生した事故等について、直ちに、電話等による報告を行政経営課に行うとともに、当該有資格業者に入札参加資格停止の理由があると認めるときは、入札参加資格停止事由発生報告書（別記様式第1号）を作成し、総務部長に報告するものとする。 <u>なお、県工事の入札執行過程において発生した不誠実な行為等については、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。）がこれを報告するものとする。</u> (3) 省略 (4) 総務部長は、入札参加資格停止を決定したときは入札参加資格停止通知書（別記様式第2号）により、契約担当者<u>及び入札執行者</u>に通知するものとする。 (5)～(8) 省略 3 省略 4 入札参加資格停止の期間の特例について（第4条関係） (1)・(2) 省略 (3) 契約担当者<u>及び入札執行者</u>は、入札参加資格停止の期間中の	2 入札参加資格停止について（第2条関係） (1) 省略 (2) 入札参加資格停止事案の報告 契約担当者（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第2条第6号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、所管する県工事又は管内で発生した事故等について、直ちに、電話等による報告を行政経営課に行うとともに、当該有資格業者に入札参加資格停止の理由があると認めるときは、入札参加資格停止事由発生報告書（別記様式第1号）を作成し、総務部長に報告するものとする。 (3) 省略 (4) 総務部長は、入札参加資格停止を決定したときは入札参加資格停止通知書（別記様式第2号）により、契約担当者_____に通知するものとする。 (5)～(8) 省略 3 省略 4 入札参加資格停止の期間の特例について（第4条関係） (1)・(2) 省略 (3) 契約担当者_____は、入札参加資格停止の期間中の

有資格業者について第4条第5項又は第8項の規定により入札参加資格停止期間を変更又は解除することが適当と認めたときは、入札参加資格停止期間変更（解除）理由発生報告書（別記様式第3号）により総務部長に報告するものとする。

5 入札参加資格停止の通知等について（第5条関係）

(1)・(2) 省略

(3) 総務部長は、上記(2)により通知したときは、契約担当者及び入札執行者に対し入札参加資格停止期間変更（解除）通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(4)～(7) 省略

(8) 総務部長は、第5条第3項に定める有資格業者に対する通知は、入札参加資格停止期間終了（継続）通知書（別記様式第10号）により通知するものとし、あわせて契約担当者及び入札執行者に対し入札参加資格停止期間終了（継続）通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

6・7 省略

8 別表第1及び別表第2に関する措置要件の取扱い

別表第1関係

措置要件	運用
省略	省略
公衆損害事故	<u>1 建設工事及び建設工事に関する調査、測量、設計業務以外の有資格業者の業務で生じた事故を含む。</u> <u>2 「施工に当たり」とは、単に工事現場のみではなく資機材、排土等の運搬中、又は土捨場、資材置場等を含む。</u>

有資格業者について第4条第5項又は第8項の規定により入札参加資格停止期間を変更又は解除することが適当と認めたときは、入札参加資格停止期間変更（解除）理由発生報告書（別記様式第3号）により総務部長に報告するものとする。

5 入札参加資格停止の通知等について（第5条関係）

(1)・(2) 省略

(3) 総務部長は、上記(2)により通知したときは、契約担当者_____に対し入札参加資格停止期間変更（解除）通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(4)～(7) 省略

(8) 総務部長は、第5条第3項に定める有資格業者に対する通知は、入札参加資格停止期間終了（継続）通知書（別記様式第10号）により通知するものとし、あわせて契約担当者_____に対し入札参加資格停止期間終了（継続）通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

6・7 省略

8 別表第1及び別表第2に関する措置要件の取扱い

別表第1関係

措置要件	運用
省略	省略
公衆損害事故	<u>1 「施工に当たり」とは、単に工事現場のみではなく資機材、排土等の運搬中、又は土捨場、資材置場等を含む。</u>

	<u>3</u> 自損事故、天災不可抗力による事故は含まない。 <u>4</u> 県工事において、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として(1) の場合とする。ただし、(2) によることが適当である場合には、これによることができる。 (1) 契約担当者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は契約担当者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合 (2) 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合 <u>5</u> 一般工事において、安全管理の措置が不適切であり、かつ、重大事故であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。
省略	省略

	<u>2</u> 自損事故、天災不可抗力による事故は含まない。 <u>3</u> 県工事において、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として(1) の場合とする。ただし、(2) によることが適当である場合には、これによることができる。 (1) 契約担当者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は契約担当者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合 (2) 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合 <u>4</u> 一般工事において、安全管理の措置が不適切であり、かつ、重大事故であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。
省略	省略

様式第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号及び様式第11号を次のように改める。

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

総 務 部 長 様

契約担当者 (入札執行者)

入札参加資格停止事由発生報告書

下記有資格業者について入札参加資格停止事由が発生したので報告します。

記

1 有資格業者

- (1) 商号又は名称及び代表者氏名
- (2) 所在地

2 入札参加資格停止事由

- (1) 入札参加資格停止基準該当条項 別表第 第 号
- (2) 事故等の発生日時及び内容
- (3) その後の経過

3 契約担当者 (入札執行者) の意見

(様式第 2 号)

第 号
年 月 日

契約担当者
入札執行者

様

総 務 部 長

入札参加資格停止通知書

この度、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づき、下記のとおり措置が決定されたので通知します。（なお、下記業者に対し、別紙入札参加資格停止通知書を交付するとともに、改善措置について、その結果を報告して下さい。）

記

1 有資格業者及び停止期間

商号又は名称	所在地	代表者氏名	入札参加資格停止措置期間	
			年 月 日から 年 月 日まで	か月

2 入札参加資格停止基準該当条項

3 理 由

(注) () は改善措置の報告を要する工事の契約担当者あての場合

(様式第 3 号)

第 号
年 月 日

総 務 部 長 様

契約担当者 (入札執行者)

入札参加資格停止 (期間変更)
解 除 理由発生報告書

この度、入札参加資格停止中の下記有資格業者について入札参加資格停止の (期間を変更・解除) する相当の理由があると認められるので報告します。

記

- 1 商号又は名称及び代表者氏名
- 2 入札参加資格停止期間
- 3 入札参加資格停止の (期間変更・解除) 理由

(様式第 4 号)

第 号
年 月 日

商 号 又 は 名 称

様

代 表 者 氏 名

愛 媛 県 知 事

入 札 参 加 資 格 停 止 通 知 書

この度、貴社が(の) (1) のことは、誠に遺憾であります。よって愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づき、下記のとおり入札参加資格停止を行うこととしたので通知します。

今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意してください。

(2)「今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について 月 日までに（契約担当者）あてに提出してください。」

(3)「なお、改善措置をとった場合は、下記の入札参加資格停止期間満了日の1月前である 月 日までに別紙誓約書を添えて改善措置報告書を行政経営課長あて提出してください。」

なお、本措置に関し不服がある場合は、愛媛県に対して本措置がされた理由について説明を求めることができます。

記

1 入札参加資格停止の期間 (4)

2 入札参加資格停止の理由 (5)

(注)

1 (1)には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

2 (2)は、第5条第2項の県工事に関するものである場合に使用する

。

- 3 (3)は、第5条第2項の別表第2第4号(1)又は(6)から(9)までのいずれかの措置要件に該当し入札参加資格停止を行った場合に使用する。
- 4 (4)には、入札参加資格停止の始期及び終期を記載する。
- 5 (5)には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

(様式第 6 号)

第 号
年 月 日

契約担当者
入札執行者

様

総 務 部 長

入札参加資格停止 (期間変更)
解 除 通知書

年 月 日付 第 号で通知した下記有資格業者の入札参加資格
停止が別添通知書のとおり期間変更（解除）されたので通知します。

記

商号又は名称

代表者氏名

(注) 「有資格業者あて通知書」 (様式第 5 号) の写しを添付のこと。

(様式第 7 号)

第 号
年 月 日

商 号 又 は 名 称

様

代 表 者 氏 名

愛 媛 県 知 事

入 札 参 加 資 格 停 止 通 知 書

この度、貴社が現在入札参加資格停止期間中である (1) から (2) に
伴い、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づき、下記のとおり
入札参加資格停止の措置を受けたものとみなすこととしたので通知します
。

なお、本措置に関し不服がある場合は、愛媛県に対して本措置がされた
理由について説明を求めることができます。

記

1 入札参加資格停止の期間 (3)

2 入札参加資格停止の理由 (4)

(注)

- 1 (1)には、入札参加資格停止の期間中の有資格業者名を記載する。
- 2 (2)は、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ事実を簡明に記載する。
- 3 (3)には、入札参加資格停止の始期及び終期を記載する。
- 4 (4)には、措置要件に該当する事実について、入札参加資格停止の期間中の有資格業者名、受け継いだ業務内容、概要等を記載する。

(様式第11号)

第 号
年 月 日

契約担当者
入札執行者

様

総 務 部 長

入札参加資格停止 $\left(\begin{array}{cc} \text{終} & \text{了} \\ \text{繼} & \text{続} \end{array} \right)$ 通知書

年 月 日付 第 号で通知した入札参加資格停止について、下記有資格業者の入札参加資格停止が別添通知書のとおり期間終了（継続）とされたので通知します。

記

商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

(注) 「有資格業者あて通知書」(様式第10号)の写しを添付のこと。